

令和6年度

大樹町水道事業

水質検査計画書

大樹町建設水道課

目 次

1	水質検査の基本方針	P-1
2	大樹町水道事業の概要	P-1～P-2
3	水質検査地点	P-2
4	水質検査項目及び検査頻度	P-3～P-4
5	水質検査方法及び委託内容	P-5
6	原水における留意すべき水質項目	P-5
7	臨時の水質検査	P-5
8	水質検査結果の公表	P-5
9	水質検査の精度と信頼性保証	P-6
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	P-6
11	関係機関との連携	P-6
12	その他	P-6

大樹町水道事業 水質検査計画

1. 基本方針

- (1) 水質検査計画を策定するにあたり、水質検査の適正さ、透明性を確保するとともに、お客様に供給する良質な水を、安全に配ることを目標にしています。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目を基本に、厚生労働大臣の指定する公的機関で検査を行います。
- (3) 検査頻度は、蛇口からの水が常に良好であり、水質基準を十分満足していることや、過去3年間の原水の水質基準をふまえ、検査頻度を緩和することが可能な項目については、1年に1回又は3年に1回の頻度で検査を行うこととします。

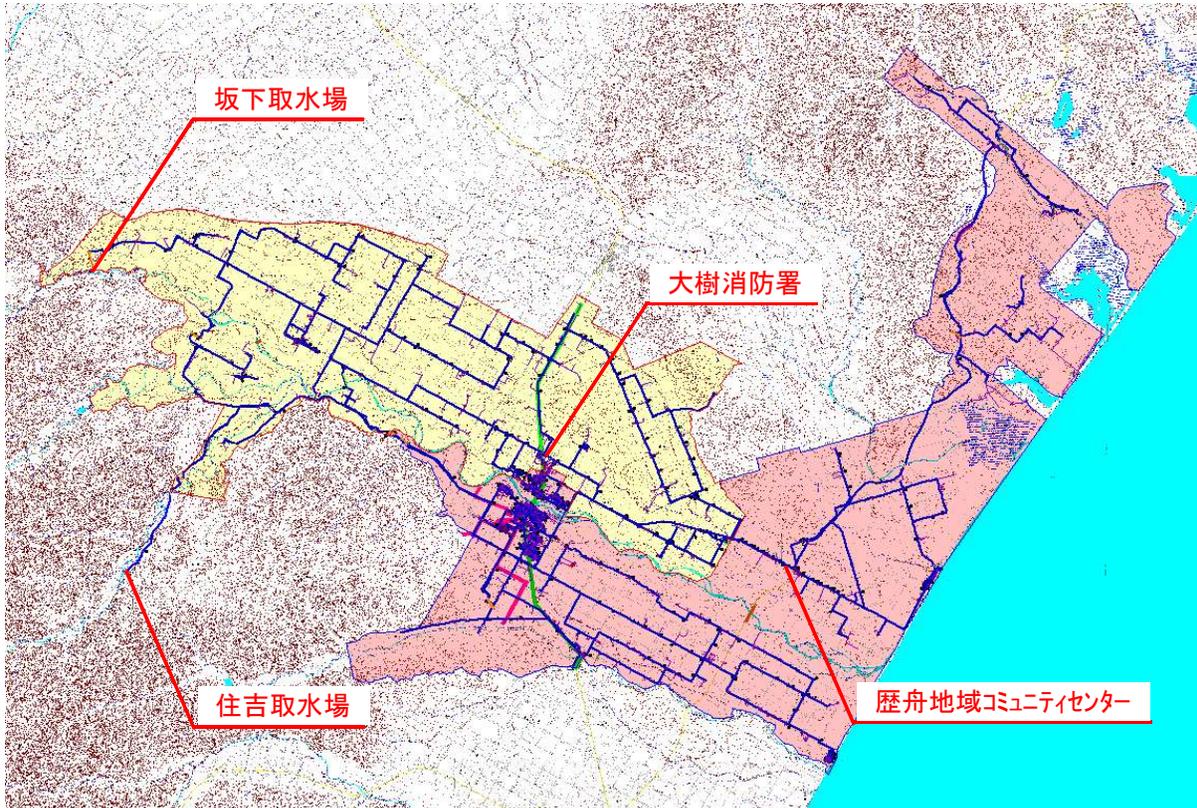
2. 大樹町水道事業の概要

(1) 基本諸元

区 分	坂 下 系	住 吉 系	合 計
浄水場名	坂下浄水場	住吉浄水場	—
浄水場所在地	大樹町字拓進290番地3	大樹町字幸徳97番地9	—
水源名	歴舟川水系	歴舟川水系・歴舟中の川	—
	歴舟川	ヌビナイ川	
水源種別	表流水（自流水）	表流水（伏流水）	—
取水方法	頭首工	集水埋渠	—
浄水方法	緩速ろ過	急速ろ過	—
配水方法	自然流下（一部増圧）	自然流下（一部増圧）	—
計画給水人口	1,070人	4,960人	6,030人
一日最大給水量	2,168m ³	3,982m ³	6,150m ³

(2) 給水区域図

凡 例	坂下系
	住吉系



3. 大樹町水質検査地点

		坂下系	住吉系
原 水	住所	大樹町字拓進 2 3 5 番地	大樹町字光地園 5 9 番地 2
	名称	坂下取水場	住吉取水場
浄 水	住所	大樹町字下大樹 2 2 4 番地 1	大樹町字芽武 1 8 3 番地 1
	名称	大樹消防署	歴舟地域コミュニティセンター

4. 水質検査の項目及び検査頻度

(1) 水質検査の項目

NO	[水質基準項目]	基準値	NO	[水質基準項目]	基準値
1	一般細菌	100個/ml以下	29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下
2	大腸菌	不検出	30	プロモホルム	0.09mg/l以下
3	カドミウム及びその化合物	0.03mg/l以下	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	38	塩化物イオン	200mg/l以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	40	蒸発残留物	500mg/l以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	42	ジオオスミン	0.00001mg/l以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下
			45	フェノール類	0.005mg/l以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	46	有機物等(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	47	PH値	5.8~8.6
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	48	味	異常でないこと
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	49	臭気	異常でないこと
21	塩素酸	0.6mg/l以下	50	色度	5度以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	51	濁度	2度以下
23	クロロホルム	0.06mg/l以下		[その他の項目]	基準値
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	52	嫌気性芽胞菌	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	53	クリプトスポリジウム	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	54	ジアルジア	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下			

(2) 水質検査の頻度

NO	水質基準項目	基準値 (mg/L)	坂下系		住吉系		備考
			原水	浄水	原水	浄水	
1	一般細菌	100個/ml以下	○	○	○	○	○毎月検査(10項目) △3カ月に1回以上(省略不可)(12項目) ☆(★) 3カ月に1回以上 水道法施行規則第15条1項により、過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことが無く、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、3年に1回以上まで省略出来るため大樹町として2年に1度(隔年)での検査とする。 ☆:今年度 ★:来年度 □1年に1回以上(31項目)
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	□	★	□	☆	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	□	★	□	☆	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	□	★	□	☆	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	□	★	□	☆	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	□	★	□	☆	
8	六価クロム化合物	0.05以下	□	★	□	☆	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	□	★	□	☆	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	□	△	□	△	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	□	★	□	☆	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	□	★	□	☆	
13	ホウ素及びその化合物	1以下	□	★	□	☆	
14	四塩化炭素	0.002以下	□	★	□	☆	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	□	★	□	☆	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	□	★	□	☆	
17	ジクロロメタン	0.02以下	□	★	□	☆	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	□	★	□	☆	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	□	★	□	☆	
20	ベンゼン	0.01以下	□	★	□	☆	
21	塩素酸	0.6以下		△		△	
22	クロロ酢酸	0.02以下		△		△	
23	クロロホルム	0.06以下		△		△	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下		△		△	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下		△		△	
26	臭素酸	0.01以下		△		△	
27	総トリハロメタン	0.1以下		△		△	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下		△		△	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下		△		△	
30	ブロモホルム	0.09以下		△		△	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下		△		△	
32	亜鉛及びその化合物	1以下	□	★	□	☆	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	□	★	□	☆	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	□	★	□	☆	
35	銅及びその化合物	1以下	□	★	□	☆	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	□	★	□	☆	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	□	★	□	☆	
38	塩化物イオン	200以下	○	○	○	○	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	□	★	□	☆	
40	蒸発残留物	500以下	□	★	□	☆	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	□	★	□	☆	
42	ジオキシン	0.00001以下	□	★	□	☆	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	□	★	□	☆	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	□	★	□	☆	
45	フェノール類	0.005以下	□	★	□	☆	
46	有機物等(全有機炭素TOCの量)	3以下	○	○	○	○	
47	pH値	5.6~8.6以下	○	○	○	○	
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	
50	色度	5度以下	○	○	○	○	
51	濁度	2度以下	○	○	○	○	
NO	その他の項目	基準値					
52	嫌気性芽胞菌		○	○	○	○	
53	クリプトสปロジウム		△		□		
54	ジアルジア		△		□		
	色		毎日		毎日		
	濁り						
	残留塩素						

5. 水質検査方法及び委託内容

(1) 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）によって行います。

それ以外の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

(2) 水質検査機関

水質検査については、下記検査機関に委託します。

帯広市上下水道部水道課水質検査センター（帯広市稲田町東2線8番地）

(3) 水質検査委託内容

- ① 委託の範囲については、「4. 水質検査の項目及び検査頻度」とします。
- ② 検査試料については、大樹町水道事業担当者が採水し、帯広市上下水道部水道課水質検査センターに搬入します。
- ③ 大樹町水道事業担当者は（2）の水質検査の試験状況を確認します。

6. 原水における留意すべき水質項目

水系	歴舟川	ヌビナイ川
取水状況	表流水	伏流水
原水の汚染が考えられる要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨, 融雪及び河川工事による濁水 ・ 藻類の発生 ・ 畜舎排水 ・ 油類等による汚染事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨, 融雪及び河川工事による濁水 ・ 油類等による汚染事故
水質管理上注目すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ アンモニア態窒素 ・ 鉄 ・ 臭気 ・ pH値 ・ マンガン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ 鉄 ・ 臭気 ・ マンガン

7. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、蛇口からの水で水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止したうえで、必要に応じて水源や浄水場、蛇口などから採水し、臨時の水質検査を行います。

また、臨時の水質検査については、5（2）の水質検査機関にて行います。

- (1) 原因不明の色や濁りに変化が生じるなどの水質が著しく悪化したとき
- (2) 魚が多数死んで浮かんでいるとき
- (3) 臭気等に著しい変化が生じる時

8. 水質検査結果の公表

「水質検査計画書」に基づき実施した水質検査結果については、速やかに公表いたします。

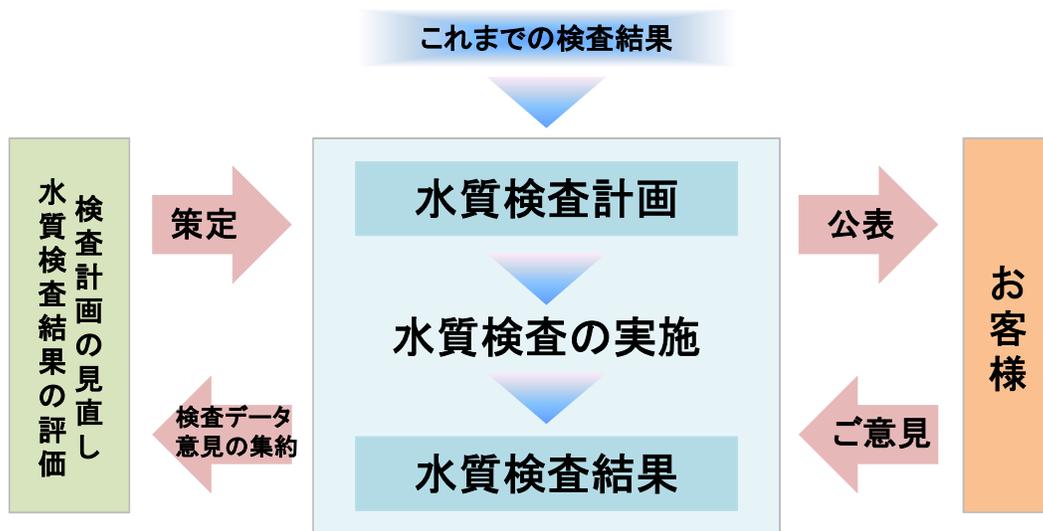
9. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査は、帯広市上下水道部水道課水質検査センターへ依頼しており、その精度及び信頼性については精度管理結果により確認します。

10. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査地点ごとに、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質検査基準等と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映していきます。

また、水質検査がお客様にとってより身近となるよう、水質検査計画の見直し・策定にはお客様のご意見を今後の計画に反映していきます。



水質検査計画見直し策定の流れ

11. 関係機関との連携

水道水の水質異常が発生した場合には、北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課(帯広保健所)などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。

12. その他

この計画書に関しご意見等がございましたら、郵便またはFAXでお問い合わせ下さい。

◆◆問い合わせ先◆◆

〒089-2195

北海道広尾郡大樹町東本通33番地

大樹町役場建設水道課上水道係

tel:01558-6-2118 fax:01558-6-2145